

岩手県野球協会審判技術委員会規程

第1条 この規程は、岩手県野球協会規約（以下「規約」という。）第20条の規定により設置する審判技術委員会（以下「委員会」という。）について、同条第4項により、必要事項を定めるものとする。

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 審判員の育成及び技術向上に関すること。
- (2) 公認野球規則及び競技者必携の普及徹底に関すること。
- (3) 審判講習会の開催に関すること。
- (4) 各種審判講習会並びに各種大会への審判員派遣に関すること。
- (5) 岩手県野球協会長（以下「会長」という。）からの諮問事項に関すること。
- (6) その他必要と認められる事項に関すること。

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、第9条で定める審判員の中から理事会で選出し、会長が委嘱する。

3 委員の任期は、協会役員の任期に準ずるものとする。

第4条 委員会に、委員長1名及び副委員長若干名を置き、委員の互選とする。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が不在の時は、その職務を代理する。

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 委員会は、必要に応じて知識経験を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第7条 委員会に、審判技術委員を置き、委員がその職を兼務する。

2 審判技術委員は、委員長の命を受け、審判員の育成等に関する実践活動を行うものとする。

第8条 委員会に、審判技術委員の活動を補佐するため、審判技術委員支援員を置くことができる。

2 審判技術委員支援員は、審判技術委員と同程度の豊富な知識と経験を有する審判員の中から、20名以内の候補者を選び、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 審判技術委員支援員の任期は1年とし、その他必要な事項は、別に定める。

第9条 審判員とは、(一財)全日本野球協会（以下「BFJ」という。）アマチュア野球公認審判員として認定され、(公財)全日本軟式野球連盟（以下「全軟連」という。）並びに岩手県野球協会（以下「協会」という。）に登録した者をいう。

2 審判員は、次のとおりの区分とする。

- (1) BFJ アマチュア野球公認国際審判員
- (2) BFJ アマチュア野球公認1級審判員

(3) BFJ アマチュア野球公認 2 級審判員

(4) BFJ アマチュア野球公認 3 級審判員

第 10 条 審判員登録料は、別に定める。

第 11 条 審判員の登録を抹消するとき又は所属協会を変更するときは、別に定める抹消届、転出・転入届により所属協会長を経て会長に提出し、承認を得なければならない。

第 12 条 審判員が、特別な事情によることなく 1 年以上協会事業に携わらなかった場合は、理事会に諮り、登録を抹消することができる。

第 13 条 審判員に、協会の定めに反する行為又は体面等を汚す行為があった場合は、理事会に諮り、登録抹消等の処分することができる。この場合、当該審判員に対して、処分等の前に弁明の機会を与えなければならない。

第 14 条 審判講習会は次により開催する。

(1) 審判技術中央研修会

ア 毎年 4 月に開催するものとし、会場地等は委員会で協議決定する。

イ 受講者は、郡市野球協会長の推薦する審判員とする。

ウ 講師は、委員会で協議決定する。

(2) ブロック審判講習会

ア 毎年 4 月ブロック毎に開催するものとし、会場地等は各ブロックにおいて決定する。ただし、必要に応じ複数ブロックによる合同の開催ができるものとする。

イ 受講者は審判員とする。ただし審判員以外の登録希望者についても参加させることができる。

ウ 講師は審判技術委員とし、補助講師として審判技術委員支援員を派遣する。

第 15 条 各種大会へ派遣する審判員は、委員会で選考し、会長、理事長、事務局長、委員長で協議の上、決定する。

第 16 条 委員長は、委員会で協議した事項について、会長に報告するものとする。

第 17 条 委員会の庶務は、協会事務局において処理する。

第 18 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 3 月 14 日から施行する。

(平成 29 年 2 月 26 日 一部改正)

(平成 30 年 3 月 4 日 一部改正)

(平成 31 年 2 月 24 日 一部改正)

(令和 4 年 3 月 6 日 全部改正)